

1 審査基準（新規申請時）

（1）技術上の基準に基づく許可の場合

- ア 計画されているストレーナーの位置及び吐出口の断面積が技術上の基準に適合していること。
- イ 井戸、揚水設備の構造並びに付帯設備について適正な設計がなされていること。
- ウ 当該揚水施設による地下水採取が、その地域における地盤沈下及び地下水の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

（2）例外許可の場合

- ア 地下水に代えて他の水源を確保することが著しく困難であること。
- イ 地下水の揚水量は必要最小限であること。
- ウ 当該揚水施設による地下水採取が、その地域における地盤沈下及び地下水の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
- エ 地下水を必要とする理由及びその揚水計画が適正であり、規則第18条の用途以外に使用されないことが明らかであること。
- オ 井戸、揚水設備の構造並びに付帯設備について適正な設計がなされていること。
- カ 掘り替えによる例外許可の場合はア～オまでの他、次の要件を満たすことが必要である。
 - （ア）施設の破損等により、揚水量が著しく減少したことを示す資料が確認できること。
 - （イ）計画揚水量が、従前の揚水量（揚水施設使用届出書、地下水揚水量報告等により確認）以下で、従前の用途と同一であるとともに、従前の揚水施設の規模（揚水機の吐出口の断面積、ポンプの出力及び揚水能力）を上回る構造でないこと。

2 申請書受理に当たっての指導事項

〔新規申請時〕

- （1）申請の範囲は、おおむね1年以内に着工するものに限り、それ以降着工するものについては、その都度申請すること。
- （2）計画揚水量は、必要最小限度内であること。
- （3）揚水施設（揚水機）の規模は、計画揚水量に見合う適正なものであること。
- （4）農業の場合、必要水量の根拠として、かんがい面積、かんがいの種類（水田かんがい、畑地かんがい等）及び作物の種類（畑地かんがいの場合）を明記すること。なお、水量は、揚水必要期間（水田のかんがい期間、通常153日）の日平均で算出することとし、かんがい期間を明記すること。
- （5）申請揚水量は、1井戸当たり、1000m³/日以下とすること。
- （6）ストレーナーの位置は、原則として地表から50m以深とすること。
- （7）付近にある既設揚水施設の深度、ストレーナーの位置を確認し、相互干渉による地下水位低下等により当該既設揚水施設への影響を最小限にするため、半径500m以内に既設の井戸がないことを原則とすること。
- （8）条例47条1項により水量測定器の設置を義務づけられたものについては、規則第21条第2項に定められた水量測定器を設置すること。
- （9）許可に当たり付加する条件を誠実に履行すること。

〔更新申請時〕

- （1）許可条件が遵守されていること。
- （2）申請揚水量は、現行の許可揚水量を上回らないこと。
- （3）設置許可または前回の許可更新以降に、代替水源の整備状況、工程の変更、耕作面積の変更等状況に変化があった時は、詳細に報告すること。
- （4）特に理由がなく、過去5年間の実績揚水量が許可揚水量を大幅に下回る場合、あるいは技術的に揚水量の削減が可能な場合、許可揚水量を削減することがある。
- （5）許可に当たり付加する条件を誠実に履行すること。